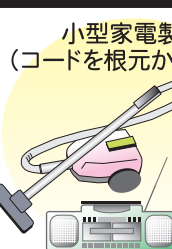
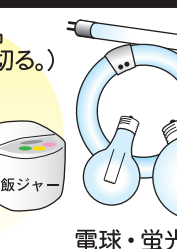
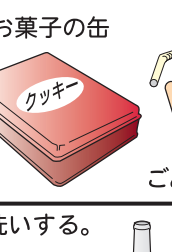
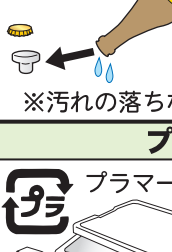
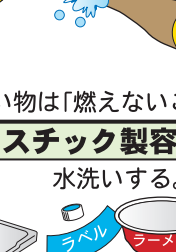
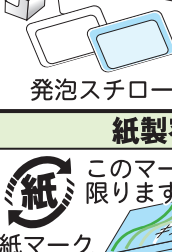
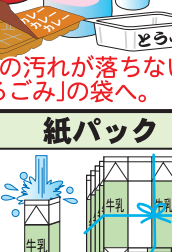
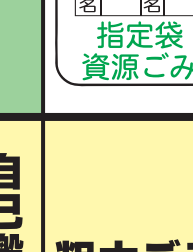
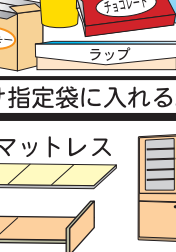
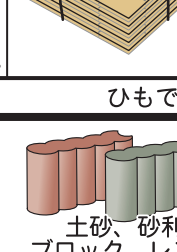
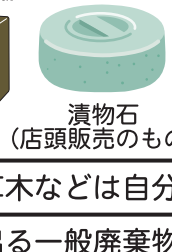
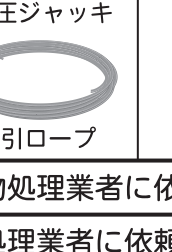
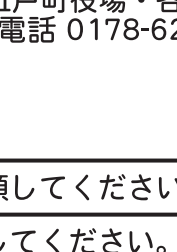
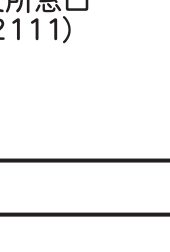
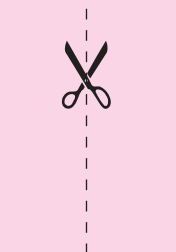


家庭ごみの出し方

○指定袋は、口をしっかりと結んで出してください。(ひもやガムテープ等は、使用しないこと。)

※あなたの収集日(曜日)を記入しましょう。

燃えるごみ	 町内氏名 指定袋 燃えるごみ	 生ごみ・貝殻 (水気をよく切る。)	 靴・草・ゴム製品 使い捨てカイロ 保冷剤・乾燥剤	 衣類	 水洗しても汚れる落ちない プラスチック容器 食用油 歯磨きチューブ 化粧品	毎週 曜日					
	燃えないごみ	 町内氏名 指定袋 燃えないごみ	 金物・ガラス類 (割れたガラス類・刃物は新聞紙に包む。)	 刃物	 小型家電製品 (コードを根元から切る。)	 乾電池 ボタン電池	水洗しても汚れる落ちない 瓶・ガラス容器 塗薬 化粧品の瓶	毎月 第 曜日 回目			
資源ごみ	缶	 町内氏名 指定袋 資源ごみ	 アルミマーク	 スチールマーク	 お菓子の缶	 スプレー缶は、必ず中身がないことを確認した後、屋外の火の気のない風通しのよい場所で穴をあける。	毎月 第1				
	びん	 町内氏名 指定袋 資源ごみ	 キャップや栓を取る。	 中を水洗いする。	 飲食用のびん	 ワンカップ	キャップや栓については、木製の物は「燃えるごみ」、金属製の物は「缶」、プラスチック製の物は「プラスチック製容器包装」へ出す。	毎月 第2			
	プラスチック	 町内氏名 指定袋 資源ごみ	2種類に分別	 プラマーク	 PET ペットマーク	 ペットボトル	中を水洗いする。キャップやラベルは「プラスチック製容器包装」へ出す。	毎月 第1 第3			
	紙	 町内氏名 指定袋 資源ごみ	 紙製容器包装	 紙パック	 段ボール	 新聞	 雑誌・チラシ	毎月 第4			
収集場所に出せないごみ	自己搬入できるごみ	 粗大ごみなど	 タンス	 ベッド	 食器棚	 自転車	 土砂・砂利	 ブロック・レンガ	 物干し台	 油圧ジャッキ	自己搬入できない場合は有料で収集します。
	一時多量ごみ	大掃除や引越して出たごみ、草木などは自分で処理施設に運ぶか、一般廃棄物処理業者に依頼してください。									
	事業系一般ごみ	商店・飲食店・事業者等から出る一般廃棄物は、自己搬入するか一般廃棄物処理業者に依頼してください。									
	エアコン・テレビ	家電リサイクル法により処理できません。販売店にお問い合わせください。									
	冷蔵庫・冷凍庫	家電リサイクル法により処理できません。販売店にお問い合わせください。									
洗濯機	家電リサイクル法により処理できません。販売店にお問い合わせください。										
衣類乾燥機	家電リサイクル法により処理できません。販売店にお問い合わせください。										
パソコン	パソコンはメーカーなどにより、リサイクルされますので処理できません。販売店、メーカーなどにお問い合わせください。										
ディスプレイ	パソコンはメーカーなどにより、リサイクルされますので処理できません。販売店、メーカーなどにお問い合わせください。										
危険物など	処理できません。購入先や処理専門業者に処理を依頼してください。										
産業廃棄物	建築廃材・農業用ビニール・廃プラなどは産業廃棄物処理専門業者に依頼してください。農業用ビニール等はJA(農協)にご相談ください。										

詳しい分別方法については、**ごみ分類表**を参照してください。

問い合わせ先

五戸町健康増進課 ☎ (0178) 62-2111
十和田地域広域事務組合 ☎ (0176) 28-2654
(十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設)

◎この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

「12月30日～1月3日」の収集は休みになります。この期間以外は、「振替休日・祝日」も収集いたします。

収 集 地 区 名	曜 日
字愛宕後・字愛宕下夕・字愛宕丁・字泉澤・字ウル工長根・字ウル工長根下・字追分・字大渡道ノ下モ・字久蔵澤・字沢向・字下夕ノ沢・字下夕ノ沢頭・字下モ沢向・字正場沢・字正場沢長根・字治郎左エ門長根・字新蔵長根・字新丁・字新町・字神明後・字塚無岱・字土井頭・字二本柳・字古街道長根・字博勞町・川原町・ひばり野(苗代沢を除く)・大字豊間内・大字扇田・大字浅水・大字手倉橋 ※収集は12月28日まで。1月4日から収集します。	毎 週 月・木
字赤川・字市川道十文字・字蛭川後・字蛭川前川原・字蛭川村・字鍛冶屋窪上ミ・字熊ノ沢・字熊ノ沢頭・字沢・字下大町・字中崎・字館・字天満・字天満後・字中寄・字中崎・字西ノ沢・番外地・字古館・字古館向・字古館脇・字堀合・字横丁・上大町・幸ノ神・大字切谷内・字荒町・字五百蓬・字鍛冶屋窪・字観音堂・字熊野林・字熊野林後・字熊野林前・字小渡・字小渡頭・字新田窪・字竹原・字丁塚・字徳良窪・字中道・字中道十文字・字苗代沢・字二階平・字二階平下夕・字古館下川原・下新井田・菟内・ひまわり団地・大字上市川・大字倉石沢・大字倉石中・大字倉石又重 ※収集は12月29日まで。1月5日から収集します。	毎 週 火・金

収 集 地 区 名	曜 日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
字愛宕後・字愛宕下タ・字愛宕丁・字泉窪・字ウル工長根・字ウル工長根下・字追分・字大渡・字大渡道ノ下モ・字久蔵窪・字沢向・字下タノ沢・字下タノ沢頭・字下モ沢向・字正場沢・字正場沢長根・字治郎左門長根・字新蔵長根・字新丁・字新町・字神明後・字塚無岱・字土井根・字二本柳・字古街道長根・字博旁町・川原町・ひばり野(苗代沢を除く)・大字豊間内・大字扇田・大字浅水・大字手倉橋	第1金	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	1
字赤川・字市川道十文字・字蛭川後・字蛭川前川原・字蛭川村・字鍛冶屋窪上ミ・字熊ノ沢・字熊ノ沢頭・字沢・字下大町・字下中崎・字館・字天満・字天満後・字中寄・字中崎・字西ノ沢・番外地・字古館・字古館向・字古館脇・字堀合・字横丁・上大町・幸ノ神・大字切谷内・字荒町・字五百窪・字鍛冶屋窪・字観音堂・字熊野林・字熊野林後・字熊野林前・字小渡・字小渡頭・字新田窪・字竹原・字丁塚・字徳良窪・字中道・字中道十文字・字苗代沢・字二階平・字二階平下タ・字古館下川原・下新井田・兔内・ひまわり団地・大字上市川	第1木	6	4	1	6	3	7	5	2	7	4	1	7
大字倉石石沢・大字倉石中市・大字倉石又重	第4月	24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	25

収 集 地 区 名	種 類	曜 日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
字愛宕後・字愛宕下タ・字愛宕丁・字泉窪・字ウル工長根・字ウル工長根下・字追分・字大渡・字大渡道ノ下モ・字久蔵窪・字沢向・字下タノ沢・字下タノ沢頭・字下モ沢向・字正場沢・字正場沢長根・字治郎左エ門長根・字新蔵長根・字新丁・字新町・字神明後・字塚無岱・字土井頭・字二本柳・字古街道長根・字博勞町・川原町・ひばり野(苗代沢を除く)・大字豊間内・大字扇田・大字浅水・大字手倉橋・字赤川・字市川道十文字・字蜷川後・字蜷川前川原・字蜷川村・字鍛冶屋窪上ミ・字熊ノ沢・字熊ノ沢頭・字沢・字下大町・字下中崎・字館・字天満・字天満後・字中崎・字中崎・字西ノ沢・番外地・字古館・字古館向・字古館脇・字堀合・字横丁・上大町(観音堂を除く)・幸ノ神・大字切谷内	缶・プラスチック	第 1 水	5	3	7	5	2	6	4	1	6	10	7	6
	びん	第 2 水	12	10	14	12	9	13	11	8	13	17	14	13
	プラスチック	第 3 水	19	17	21	19	16	20	18	15	20	24	21	20
	紙	第 4 水	26	24	28	26	23	27	25	22	27	31	28	27
字荒町・字五百窪・字鍛冶屋窪・字観音堂・字熊野林・字熊野林後・字熊野林前・字小渡・字小渡頭・字新田窪・字竹原・字丁塚・字徳良窪・字中道・字中道十文字・字苗代沢・字二階平・字二階平下タ・字古館下川原・下新井田・兔内・ひまわり団地・大字上市川	缶・プラスチック	第 1 月	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	4
	びん	第 2 月	10	8	12	10	14	11	9	13	11	15	12	11
	プラスチック	第 3 月	17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	18
	紙	第 4 月	24	22	26	24	28	25	23	27	25	29	26	25
大字倉石石沢・大字倉石中市・大字倉石又重	缶・プラスチック	第 1 木	6	4	1	6	3	7	5	2	7	4	1	7
	びん	第 2 木	13	11	8	13	10	14	12	9	14	11	8	14
	プラスチック	第 3 木	20	18	15	20	17	21	19	16	21	18	15	21
	紙	第 4 木	27	25	22	27	24	28	26	23	28	25	22	28

※第5の収集はありません。

粗大ごみの出し方

○粗大ごみは収集場所に出さないでください。

○自己搬入できない場合は**事前予約**により**有料**で収集運搬します。

「処理券」購入が必要となります。 ※「処理できないごみ」は搬入、回収できません。

①一辺の最大の長さが120cm以上のもの 1個につき 1,000円(消費税が加算されます。)

②一辺の最大の長さが120cm未満のもの 1個につき 500円(消費税が加算されます。)

健康増進課及び各支所にて、収集日の1週間前までに申し込み手続きを行ってください。

収集地区	曜 日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
五戸町全域	第1月	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	4
	第3月	17	15	19	17	21	18	16	20	18	22	19	18

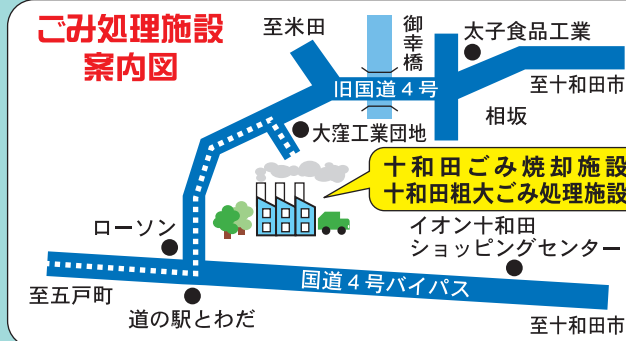
問い合わせ先

五戸町 健康増進課 ☎ (0178) 62-2111

十和田地域広域事務組合 ☎ (0176) 28-2654

(十和田ごみ焼却施設・十和田粗大ごみ処理施設)

◎この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しております。



問い合わせ先

五戸町健康増進課 ☎ (0178) 62-2111
十和田地域広域事務組合 ☎ (0176) 28-2654
(十和田ごみ焼却施設・十和田相大ごみ処理施設)